

京 都 産 業 大 学 学 則

第1章 総則

第1条 京都産業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法により、国家の要請に応じて、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、高度産業社会の科学的進運に寄与する有為の人材を養成することを目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究活動の状況について、一定期間ごとに第三者評価（文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の第三者評価の実施については、別に定める。

第1条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 学部、学科の組織及び修業年限

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

経 済 学 部 —— 経済学科

経 営 学 部 —— マネジメント学科、経営学科、ソーシャル・マネジメント学科、会計ファイナンス学科

法 学 部 —— 法律学科、法政策学科

現 代 社 会 学 部 —— 現代社会学科、健康スポーツ社会学科

国 際 関 係 学 部 —— 国際関係学科

外 国 語 学 部 —— 英語学科、ヨーロッパ言語学科、アジア言語学科

文 化 学 部 —— 京都文化学科、国際文化学科

理 学 部 —— 数理科学科、物理科学科、宇宙物理・気象学科

情 報 理 工 学 部 —— 情報理工学科

総 合 生 命 科 学 部 —— 動物生命医科学科

生 命 科 学 部 —— 先端生命科学科、産業生命科学科

2 本学に各学部共通の教育科目を掌理する教育研究組織を置く。

3 本学に特に必要とする研究分野に関して研究所を置き、それぞれの研究を推進する。

第2条の2 本学の各学部・各学科の目的は、次のとおりとする。

学部・学科	目的
経 済 学 部 経 済 学 科	健全な人格をもち、将来、各方面で活躍するために必要な経済学的思考方法、情報処理能力、及び幅広い教養を基盤に、常にグローバルな視野に立ち、かつ的確な総合的判断のできる“優れた経済人”を養成することを目的とする。

経 営 学 部		経営諸科学の学びを通して、組織運営の様々な局面で発生する問題を多面的な視角から捉えて解決策を見出し、組織に関わる人々の調整を行いつつ意思決定を行い、それを実行出来る“マネジメント能力を持った人材”の養成を目的とする。
	マ ネ ジ メ ン ト 学 科	高い専門性と、諸領域を横断する知識や能力、視点、あるいは経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を結びつけ、イノベーションを通じて組織の発展・変革と社会の進化を促進する「統合的なマネジメント能力」を持つ人材を養成することを目的とする。
	経 営 学 科	マネジメント能力を基盤として、企業や様々な組織の戦略や組織構造、経営行動についてのさらに専門的な知識や考え方を身につけ、企業や様々な組織の経営を担える人材を養成することを目的とする。
	ソーシャル・マネジメント学科	マネジメント能力を基盤として、社会のいろいろな分野についての知識と経営諸科学の知識や考え方を融合させ、社会的な問題解決を意識しつつ、企業や様々な組織の経営を担える人材を養成することを目的とする。
	会計ファイナンス学科	マネジメント能力を基盤として、会計とファイナンスについてのさらに専門的な知識や考え方を身につけ、企業や様々な組織の経営を担える人材や会計・ファイナンスの専門職業人として活躍出来る人材の養成を目的とする。
法 学 部		説得的な論理を構成し、ルールに基づく組織を構築し、それによって、人間相互の円滑な交流と公正な共存を促していくために、法の知識と実践的な平衡感覚に基づいて公益あるものを生み出していく人材を養成することを目的とする。
	法 律 学 科	公正な判断力と法的な思考方法を獲得するために、法律の解釈と適用を学び、それを通じて、さまざまな具体的問題に適正かつ妥当な結論を導き出し、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。
	法 政 策 学 科	高い公共意識と政策的な思考方法を獲得するために、法律学と政治学の融合に基づく政策学を学び、それを通じて、問題を発見しその解決に向かって実践的に取り組んでいくことのできる人材を養成することを目的とする。
現 代 社 会 学 部		社会が真に解決を必要としている問題を発見し、その解決のために自ら考え活動するだけでなく、他者と積極的に協働することにより、現代社会の安定的発展とそこに生きる人々の幸福に寄与する人材の養成を目的とする。

	現代社会学科	現代社会が内包する「地域」「人間」「メディア」にかかわる諸問題の解決に向けて、社会学の知見を活かし主体的に行動するだけでなく、他者と協働する社会に開かれた行動力を兼ね備え、多様な価値観を容認する社会の実現に寄与する人材の養成を目的とする。
	健康スポーツ社会学科	現代社会が内包する「健康スポーツ」にかかわる諸問題の解決に向けて、社会学と健康スポーツ科学の知見を活かし主体的に行動するだけでなく、他者と協働する社会に開かれた行動力を兼ね備え、心身ともに健康な社会の実現に寄与する人材の養成を目的とする。
国際関係学部	国際関係学科	新たな国際情勢に関し、適切に収集した情報を基に、国際関係分野の専門的知見に基づいて正確に状況を把握し、理論的な分析を行った上、課題を発見すると共に、多様性を持った他者と協働して解決策を提示し、国際社会の発展と平和に寄与できる人材の養成を目的とする。
外国語学部		優れた外国語能力と豊かな教養を涵養し、各国、各地域の言語のみならず、その文化、社会、歴史に通暁するとともに、広く国際社会への理解を深め、将来、グローバルな視野に立って各界で活躍できる人材の養成を目的とする。
	英語学科	世界で通用する高度な英語力の習得とともに、第2外国語の基本的運用能力を身につける。さらに英語学、英語圏の文学・文化、英語教育の分野の研究を深め、豊かな教養と柔軟な判断力を備えた真の国際人といえる人材の養成を目的とする。
	ヨーロッパ言語学科	専攻する言語の高度な運用能力の習得とともに、英語の確かな運用能力を身につける。さらに専攻語圏及びヨーロッパの文化、社会、歴史、メディアについての研究を深め、豊かな教養と柔軟な判断力を備えた真の国際人といえる人材の養成を目的とする。
	アジア言語学科	専攻する言語の高度な運用能力の習得とともに、英語の確かな運用能力を身につける。さらに専攻語圏及びアジアの文化、社会、歴史についての研究を深め、豊かな教養と柔軟な判断力を備えた真の国際人といえる人材の養成を目的とする。
文化学部		文化学の素養と豊かな教養をもち、地域社会及び国際社会に貢献する意欲を有し、柔軟な適応力と文化に関わる諸問題に対処できる能力を備えた人材の養成を目的とする。

	京 都 文 化 学 科	京都文化・日本文化に関わる学問分野において幅広い教養を育み、京都文化を専門的に探究しうる力量を養うとともに、伝統文化・芸術文化に習熟し、豊かな感性と論理的思考力を身につけ、状況対応能力・実践力をもつ人材の養成を目的とする。併せて、京都文化を海外に発信できる英語運用能力をもつ人材の養成を目的とする。
	国 際 文 化 学 科	歴史、思想、文学、芸術等、文化学の主要分野に関する素養をもち、地域社会及び国際社会に貢献する意欲を有し、国際的なコミュニケーションができる英語運用能力をもち、柔軟な適応力と、文化に関わる諸問題に対処できる能力を備えた人材の養成を目的とする。
理 学 部		あらゆる事物の根底に潜む真理を探究するとともに、その基礎的な研究を通して高度な科学技術を理解し、問題の発掘と解決能力を養うことにより、複雑で多様な社会の変化に対応できる人材の養成を目的とする。
	数 理 科 学 科	数理科学の基礎としての数学を身につけるとともに、数理科学の諸分野の理論およびその応用を修得し、社会において指導的役割を果たし得る人材の養成を目的とする。
	物 理 科 学 科	多様化した現代科学技術の基盤となっている物理科学を広くかつ深く究めることを通して、物理科学を構成している諸原理を理解するとともに、応用する能力を修得し、社会において指導的役割を果たし得る研究者・技術者の養成を目的とする。
	宇宙物理・気象学科	物理学の基礎を身につけるとともに、地球大気から銀河へ至るスケールの物理現象を科学的に理解・解明する能力を修得し、高度な専門知識と技術に加えて、応用力・発信力を持つ人材の養成を目的とする。
情 報 理 工 学 部	情 報 理 工 学 科	情報理工学の高度な知識・スキル・応用力と情報に関わる高い倫理観を有し、これらを活かして進展著しい情報化社会の最先端領域に立ち、新しい社会の創造に積極的に携わる人材を養成する。
総 合 生 命 科 学 部		自然と人間が調和して、永続的に発展することを目的とする科学と技術を求める知的環境のもと、高度な専門知識と技術、応用力を備えた人材の養成を目的とする。
	動 物 生 命 医 科 学 科	バイオに関する基本的理解に加え、動物医科に関する専門知識を身に付け、動物実験等を通して各種医薬品等の果たす機能の解析、環境問題、食品の安全等に関する業務に携わる人材の養成を目的とする。

生 命 科 学 部		生命科学の専門的な知識と技術に基づいて生命科学に関わる諸課題を正しく認識・理解し、その解決をはかることで健全かつ豊かな社会の実現に貢献できる人材の養成を目的とする。
	先 端 生 命 科 学 科	生命科学に関する専門的な知識と技術を持ち、生命科学の諸問題を正しく認識・理解するとともに、その解決策を提案し実行することで社会に貢献する、あるいは研究や開発等を通して生命科学の発展に寄与する人材の養成を目的とする。
	産 業 生 命 科 学 科	生命科学に関する基礎的な知識と社会科学的な素養を持ち、現代社会に生じる複合的な諸問題を、生命科学と社会科学の視点から正しく認識・理解するとともに、その解決策を提案し実行することで社会に貢献する人材の養成を目的とする。

第3条 本学学部の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数8年を超えることはできない。

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別にこれを定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 春学期、秋学期の期間は、年度により若干の変更をすることがある。

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学創立記念日（5月4日）
- (3) 夏期休業（8月1日から9月30日まで）
- (4) 冬期休業（12月21日から翌年1月7日まで）
- (5) 春期休業（3月25日から3月31日まで）
- (6) その他学長が必要と認めた日

2 休業日においても必要がある場合は、授業を行うことがあり、また夏期、冬期及び春期の休業期間は、年度により若干の変更をすることがある。

第4章 教職員組織

第8条 本学に学長を置く。

2 本学に副学長を置く。

第9条 本学に教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

第10条 本学に事務職員を置く。

第11条 本学に部局長会を置き、学部及びその他の部局に教授会を置く。

2 部局長会は、学部及びその他の部局の長をもって構成する。

3 教授会は、教授をもって構成する。ただし、必要があるときは、准教授、講師、助教の教育職員を加えることができる。

第12条 部局長会は、別に定める規程により、次の事項について審議をする。

- (1) 学則に関する事項
- (2) 大学全般及び学部又はその他の部局に共通する研究、教授に関する重要事項
- (3) 学長の諮問及び教授会提起に関する事項

2 教授会は、別に定める規程により、学部又はその他の部局に係る次の事項について審議をする。

- (1) 学則及び教育、研究に係る諸規程に関する事項
- (2) 研究及び教授に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 教育職員の人事に関する事項
- (5) 学生の入学、編入学、転入学、休学、復学、退学、転学、留学、再入学、卒業及び試験に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 学生の指導及び表彰に関する事項
- (8) 科目等履修生、聴講生、外国人特別生、交換留学生、外国人留学生、外国政府等派遣留学生及び委託生に関する事項
- (9) その他学長の諮問及び部局長会への提起に関する事項

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

第5章 授業科目及び単位数

第13条 本学の授業科目は、共通教育科目、融合教育科目及び専門教育科目とする。

2 本学の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 メディアを利用して行う授業は、同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業と同等以上の教育効果を有すると認められるものであり、あらかじめ指定した日時にパソコンその他の通信手段によって行う。

4 前項の授業を実施する授業科目については、各学部の履修規程において定める。

5 第2項の授業を、外国において履修させることができる。第3項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

第14条 本学の授業科目及び単位数は、別に定める。

第15条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第13条第2項に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修

の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第6章 履修方法

第16条 学生は、原則として、別に定める教育課程に従い、授業科目を履修するものとする。

第17条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期始め、所定の期日までに届け出なければならない。

第18条 学生は、所属の学科によって、当該学部の定めるところにより、授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状授与の資格を得ようとする者は、前項の規定によるほか、教育職員免許法及び同施行規則に基づき、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

3 司書の資格を得ようとする者は、第1項の規定によるほか、図書館法及び同施行規則に基づき、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

4 司書教諭の資格を得ようとする者は、第1項及び第2項の規定によるほか、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に基づき、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

5 学芸員の資格を得ようとする者は、第1項の規定によるほか、博物館法及び同施行規則に基づき、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第18条の2 学生は、本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 学生は、本学が教育上有益と認めるときは、第23条の2の規定により留学した外国の大学等において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

3 前2項により修得した単位は、所属学部の定めるところにより、合わせて60単位を限度として、本学において修得した単位とみなすことができる。

4 学生は、本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修及び平成3年文部省告示第68号（大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修）に定める学修を行うことができる。

5 前項の規定により行った学修は、所属学部の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、第3項により本学において修得したとみなされる単位数と合わせて60単位を限度として、単位を与えることができる。

6 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、所属学部の定めるところにより、第3項及び前項により本学において修得したとみなされる単位数と合わせて60単位を限度として、本学において修得した単位とみなすことができる。

7 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った第4項に定める学修を、所属学部の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、第3項及び前2項により本学において修得したとみなされる単位数と合わせて60単位を限度として、単位を与えることができる。

8 編入学者、転入学者及び再入学者については、前2項の規定を適用しない。

第7章 収容定員

第19条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	625 名	15 名	2,530 名
経営学部	マネジメント学科	670 名	15 名	2,710 名
経営学部	経営学科	390 名	7 名	1,574 名
経営学部	ソーシャル・マネジメント学科	120 名	6 名	492 名
経営学部	会計ファイナンス学科	100 名	2 名	404 名
法学部	法律学科	410 名	10 名	1,660 名
法学部	法政策学科	185 名	5 名	750 名
現代社会学部	現代社会学科	300 名		1,200 名
現代社会学部	健康スポーツ社会学科	150 名		600 名
国際関係学部	国際関係学科	200 名		800 名
外国語学部	英語学科	120 名		480 名
外国語学部	ヨーロッパ言語学科	175 名		700 名
外国語学部	アジア言語学科	130 名		520 名
文化学部	京都文化学科	150 名		600 名
文化学部	国際文化学科	170 名		680 名
理学部	数理科学科	55 名		220 名
理学部	物理科学科	40 名		160 名
理学部	宇宙物理・気象学科	40 名		160 名
情報理工学部	情報理工学科	160 名		640 名
総合生命科学部	動物生命医科学科	35 名		140 名
生命科学部	先端生命科学科	100 名		400 名
生命科学部	産業生命科学科	50 名		200 名

第8章 入学，編入学，転入学，転学，留学，再入学，休学，退学及び復学

第20条 入学の時期は，学年始めとする。

第21条 本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により，これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により，文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格したもの（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により，他の大学に入学した者であって，当該者を本学におけ

る教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学で認めた者で、十八歳に達したもの

第22条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学、転入学又は再入学を志願する者があるときは、前条の規定にかかわらず、編入学定員のほか、欠員のある場合、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 本学を卒業した者で、他の学部又は同一学部の他学科へ入学を志願する者

- (2) 他大学を卒業した者又は1年次、2年次を修了した者

- (3) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者

- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。

- (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。

- (6) 本学を中途退学した者で、3年以内に同一学部、学科へ入学を志願する者

- (7) 第48条の規定により除籍された者で、復籍期限後2年以内に同一学部、学科へ入学を志願する者

- 2 前項の規定による選考に合格し、かつ、第26条の規定により入学の許可を受けた者の本学における修業年限及び既に取得した単位の取り扱いは、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 3 前2項に規定する編入学等についての細部は、別に定める。

第23条の2 外国の大学等へ留学を希望する者は、願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項により留学した期間は、第3条及び第41条に規定する在学期間に算入する。

- 3 前2項に規定する留学については、この学則に定めるほか、別に定める。

第24条 本学の他学部へ転学部を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

- 2 本学の同一学部内において転学科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

第25条 入学志願者は、入学志願書及び出身学校長から提出する調査書等所定の書類に所定の入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 入学検定料については別に定める。

第26条 選抜試験に合格し、所定の期日までにこの学則第43条に規定する学費及びその他の納入金を納め、誓約書を提出した者に対して、入学を許可する。

- 2 保証人は、父母又はこれに代るべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果し得る者でなければならない。

- 3 本学が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

- 4 学生が保証人を変更しようとするときは、新保証人連署の上直ちに届け出し、また保証人が住所又は氏名を変更したときも直ちに届け出なければならない。

第27条 病気その他やむを得ない理由によって3か月以上修学できない者は、保証人連署の上願い出て、休学の許可を得なければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付しな

なければならない。

2 休学の期間は、その学期内とし、願い出によって引続き休学することができる。この場合における、休学の期間は、連続して2年、通算して4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、この学則第3条及び第41条に規定する在学年数に算入しない。

第28条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て、許可を得なければならない。ただし、病気による休学者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第29条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を得なければならない。

第30条 学生が住所を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

2 学生が氏名を変更したときは、保証人連署の上直ちに届け出なければならない。

第9章 科目等履修生、聴講生、外国人特別生、交換留学生、外国人留学生、外国政府等派遣留学生及び委託生

第31条 この学則第21条の各号のいずれかに該当する者が、本学の授業科目の履修を希望する場合には、学生の学修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生及び聴講生として、これを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、科目の履修のときに、高等学校若しくは中等教育学校の最終学年に在籍する者又はこれに相当する教育機関の相当する学年に在籍する者が、本学の授業科目の履修を希望する場合には、学生の学修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として、これを許可することがある。

3 前2項に規定する科目等履修生及び聴講生については、この学則に定めるほか、別に定める。

第32条 削除

第33条 科目等履修生が履修した授業科目についての単位の授与及び学修の評価は、第40条の定めに従って行う。

第33条の2 削除

第34条 削除

第35条 外国人で、外務省、在外公館又は本邦所在の外国公館の紹介及び外国の大学等の推薦によって、本学の授業科目のうち一部について学修を願い出るときは、外国人特別生として、これを許可することがある。

第35条の2 外国政府等派遣留学生については、別に定めるところにより、受入れることがある。

第35条の3 本学と協定を締結した外国の大学からの留学生（以下「交換留学生」という。）の受入れについては、この学則に定めるほか、別に定める。

第35条の4 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の受入れについては、この学則に定めるほか、別に定める。

第36条 他の大学又は公共機関から委託生として推薦された者が、学修を願い出るときは、学生の学修に支障のない限り、これを許可することがある。

第37条 削除

第38条 科目等履修生については、第31条から第33条までの規定のほかは、第3条、第18条、第18条の2、第41条及び第42条の規定を除き、この学則の規定を準用する。

第38条の2 聴講生、外国人特別生及び委託生については、第31条第1項、第32条、第35条、第36条及び第37条の規定のほかは、第3条、第14条、第18条、第18条の2、第40条第5項、第41条及び第42条の規定を除き、この学則の規定を準用する。

第10章 課程修了の認定

第39条 授業科目修了の認定は、試験による。

第40条 試験は、授業科目試験とする。

2 授業科目試験は、学期末又は学年末に行う。

3 試験の方法は、筆記試験又は口述試験による。ただし、教授会においてこれに代る方法を認めた授業科目については、この限りでない。

4 試験の成績は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、秀・優・良・可を合格とする。

5 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

6 病気その他やむを得ない理由によって試験に欠席した者は、所定の期日までに願い出て、許可を得た場合に限り、追試験を受けることができる。

第11章 卒業及び学士の学位

第41条 本学に4年以上在学し、この学則第18条及び第18条の2の規定により、124単位以上を修得した者を卒業とする。ただし、在学期間に関しては、所定の単位を優秀な成績をもって修得したと当該学部教授会が認めた場合に限り、3年以上在学すれば足りるものとする。

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 別に定める規程により、教育職員免許状授与資格に必要な授業科目及び単位数を修得して本学を卒業した者は、次の区分に従って、教員免許状を取得することができる。

学部	学科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
経済学部	経済学科	社会	地理歴史・公民・商業
経営学部	マネジメント学科	—	商業
	経営学科	社会	地理歴史・公民・商業
	ソーシャル・マネジメント学科	社会	地理歴史・公民
	会計ファイナンス学科	社会	公民・商業
法学部	法律学科	社会	公民
	法政策学科	社会	公民
現代社会学部	現代社会学科	社会	公民
	健康スポーツ社会学科	保健体育	保健体育
外国語学部	英語学科	英語	英語
	ヨーロッパ言語学科	英語・ドイツ語・フランス語	英語・ドイツ語・フランス語
	アジア言語学科	国語・英語・中国語	国語・英語・中国語
文化学部	京都文化学科	社会	地理歴史
	国際文化学科	英語	英語
理学部	数理科学科	数学	数学・情報

	物理科学科	数学・理科	数学・理科
	宇宙物理・気象学科	理科	理科
総合生命科学部	動物生命医科学科	理科	理科
生命科学部	先端生命科学科	理科	理科
	産業生命科学科	理科	理科

- 3 別に定める規程により、司書の資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、本学の卒業に必要な単位を修得した者は、司書の資格を取得することができる。
- 4 別に定める規程により、司書教諭の資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、教育職員免許状を有する者は、司書教諭の資格を取得することができる。
- 5 別に定める規程により、学芸員の資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、本学の卒業に必要な単位を修得した者は、学芸員の資格を取得することができる。

第12章 学費

第43条 学費は、入学金、授業料、実験実習費、教育充実費をいい、その額は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する学費の額は、改定することがある。
- 3 入学金は、入学年度のみ納入するものとする。
- 4 入学金を除く学費は春学期及び秋学期の2期に区分し、各期の納入額は年額の半額とする。その納入期限は、春学期分4月30日、秋学期分10月31日とする。ただし、入学手続時の学費納入期限については、入学手続要領に定めるところによる。
- 5 入学金を除く学費が、所定の期日までに納入できない場合は、別に定めるところにより、延納または分割延納することができる。
- 6 本学が特別の事情があると認めた場合は、別に定めるところにより、学費を減免することができる。
- 7 第1項から前項まではこの学則第23条による入学及び第24条による転学部及び転学科の場合も同じとする。
- 8 学費の納入等について必要な事項は、別に定める。

第43条の2 第23条の2の規定により留学する者の学費については、前条を適用する。

第44条 第43条の規定にかかわらず、1学年の全期間を休学する者は、別表に定める在籍料を納入するものとし、1学期の全期間を休学する者は、年額の在籍料の半額を納入するものとする。

第45条 科目等履修生は、出願料、登録料及び科目等履修料を、実験実習を伴う場合は別に実験実習料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、第31条第2項に定める科目等履修生については、これらを免除することができる。

- 2 聴講生は、出願料、登録料及び聴講料を、実験実習を伴う場合は別に実験実習料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 外国人特別生及び委託生の納入金については、聴講生に準ずる。ただし、外国人特別生については、これを免除することができる。
- 4 前3項に定める納入する額については別に定める。

第46条 既に納入した学費及びその他の納入金は返還しない。ただし、入学手続要領に定められた期限内に入学辞退の手続を行った場合に限り、入学金を除く学費等を返還する。

第47条 授業料その他の学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

第48条 授業料その他の学費の納入を怠った者、正当な理由がなく所定の手続を怠り修学的意思のな

い者及び正当な理由がなく所定の手続を怠り在留期間満了日を経過した者は除籍する。

2 前項により除籍された者が復籍を願い出るときは、選考の上許可することができる。

第13章 賞罰

第49条 学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は、別に定める規程によってこれを表彰することがある。

第50条 本学教育の趣旨に背き、又は本学学生の本分に反する行為をした者は、別に定める規程によって学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学及び社会の秩序を乱し、その他別に定める本学学生としての本分に反した者

第14章 図書館

第51条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する細則は、別に定める。

第15章 公開講座

第52条 公開講座は、教授会の議を経て随時開設する。

第16章 その他

第53条 この学則の改廃は、部局長会の議を経て、理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から実施する。

附 則

本改正学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 48 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 48 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 48 年度以前の入学者の学費については、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 45 条の改正規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 49 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条に規定する学生定員中、法学部法律学科、経済学部経済学科及び経営学部経営学科の総定員は、昭和 53 年度から、それぞれ、1,600 名になるものとする。

附 則

本改正学則は、昭和 50 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 51 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 51 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 51 年度以前の入学者の学費については、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 45 条の改正規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正学則は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 53 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年度以前の入学者の学費については、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 45 条の改正規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条に規定する学生定員中、法学部法律学科、経済学部経済学科及び経営学部経営学科の総定員は次のとおり推移し、昭和 59 年度からそれぞれ 2,400 名になる。

	昭和 56 年度	昭和 57 年度	昭和 58 年度	昭和 59 年度
法学部法律学科	1,800 名	2,000 名	2,200 名	2,400 名
経済学部経済学科	1,800 名	2,000 名	2,200 名	2,400 名
経営学部経営学科	1,800 名	2,000 名	2,200 名	2,400 名

附 則

本改正学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 43 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第 44 条並びに第 45 条の改正規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 昭和 57 年度以前の入学者の休学の学費については、第 44 条に規定する「授業料（理学部については、実験実習費を含む。）」を「授業料」と読み替える。

附 則

本改正学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 43 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 59 年度以前の入学者の履修方法については、第 18 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 43 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本改正学則は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 60 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 43 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 43 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 43 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条に規定する学生定員中、法学部法律学科、経済学部経済学科、経営学部経営学科及び工学部情報通信工学科、工学部生物工学科の総定員数は次のとおり推移し、平成 4 年度から法学部法律学科は 2,240 名、経済学部経済学科、経営学部経営学科はそれぞれ 2,280 名、工学部情報通信工学科、生物工学科は 400 名となる。

	平成元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度
法 学 部 法 律 学 科	2,360 名	2,320 名	2,280 名	2,240 名
経 済 学 部 経 済 学 科	2,370 名	2,340 名	2,310 名	2,280 名
経 営 学 部 経 営 学 科	2,370 名	2,340 名	2,310 名	2,280 名
工 学 部 情 報 通 信 工 学 科	50 名	100 名	150 名	200 名
工 学 部 生 物 工 学 科	50 名	100 名	150 名	200 名

附 則

本改正学則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条に規定する学生定員中、法学部法律学科、経済学部経済学科、経営学部経営学科及び外国語学部言語学科の総定員数は次のとおり推移し、平成 6 年度から法学部法律学科、経済学部経済学科及び経営学部経営学科はそれぞれ 2,200 名、外国語学部言語学科は 400 名となる。

	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度
法 学 部 法 律 学 科	2,270 名	2,220 名	2,210 名	2,200 名
経 済 学 部 経 済 学 科	2,290 名	2,240 名	2,220 名	2,200 名
経 営 学 部 経 営 学 科	2,290 名	2,240 名	2,220 名	2,200 名
外 国 語 学 部 言 語 学 科	250 名	300 名	350 名	400 名

- 3 第 19 条に規定する学生定員にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

入学定員

法 学 部 ・ 法 律 学 科	650 名
経 済 学 部 ・ 経 済 学 科	650 名
経 営 学 部 ・ 経 営 学 科	650 名
外 国 語 学 部 ・ 英 米 語 学 科	200 名
外 国 語 学 部 ・ ド イ ツ 語 学 科	70 名
外 国 語 学 部 ・ フ ラ ン ス 語 学 科	70 名
外 国 語 学 部 ・ 中 国 語 学 科	70 名
理 学 部 ・ 数 学 学 科	50 名
理 学 部 ・ 物 理 学 科	50 名
理 学 部 ・ 計 算 機 科 学 科	70 名

工 学 部・情報通信工学科 65 名

工 学 部・生 物 工 学 科 65 名

- 4 第 42 条第 2 項の高等学校教諭一種免許状「地理歴史」及び「公民」については、平成 2 年度の入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については従前の例による。

附 則

本改正学則は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 19 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 15 年度までの入学定員及び平成 12 年度から平成 18 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
法 学 部 法 律 学 科	600 名	590 名	580 名	570 名
経 済 学 部 経 済 学 科	600 名	590 名	580 名	570 名
経 営 学 部 経 営 学 科	600 名	590 名	580 名	570 名
外国語学部英米語学科	140 名	130 名	120 名	110 名
外国語学部ドイツ語学科	58 名	56 名	54 名	52 名
外国語学部フランス語学科	58 名	56 名	54 名	52 名
外国語学部中国語学科	58 名	56 名	54 名	52 名
理 学 部 数 学 科	49 名	48 名	47 名	46 名
理 学 部 物 理 学 科	49 名	48 名	47 名	46 名
理学部計算機科学科	67 名	64 名	61 名	58 名
工学部情報通信工学科	64 名	62 名	61 名	59 名
工学部生物工学科	63 名	62 名	60 名	59 名

収容定員

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法 学 部 法 律 学 科	2,550 名	2,490 名	2,420 名	2,340 名	2,300 名	2,270 名	2,250 名
経 済 学 部 経 済 学 科	2,550 名	2,490 名	2,420 名	2,340 名	2,300 名	2,270 名	2,250 名
経 営 学 部 経 営 学 科	2,550 名	2,490 名	2,420 名	2,340 名	2,300 名	2,270 名	2,250 名
外国語学部英米語学科	740 名	670 名	590 名	500 名	460 名	430 名	410 名
外国語学部ドイツ語学科	268 名	254 名	238 名	220 名	212 名	206 名	202 名
外国語学部フランス語学科	268 名	254 名	238 名	220 名	212 名	206 名	202 名
外国語学部中国語学科	268 名	254 名	238 名	220 名	212 名	206 名	202 名
理 学 部 数 学 科	199 名	197 名	194 名	190 名	186 名	183 名	181 名
理 学 部 物 理 学 科	199 名	197 名	194 名	190 名	186 名	183 名	181 名
理学部計算機科学科	277 名	271 名	262 名	250 名	238 名	229 名	223 名
工学部情報通信工学科	259 名	256 名	252 名	246 名	240 名	236 名	233 名
工学部生物工学科	258 名	255 名	250 名	244 名	238 名	233 名	230 名
文化学部国際文化学科	200 名	400 名	600 名	800 名	800 名	800 名	800 名

- 3 第 42 条第 2 項の中学校教諭 1 種免許状、高等学校教諭 1 種免許状「ドイツ語」、「フランス語」及び「中国語」については、平成 12 年度入学者から適用し、平成 11 年度以前の入学者については従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 42 条第 2 項の文化学部国際文化学科の中学校教諭 1 種免許状、高等学校教諭 1 種免許状「英語」及び理学部計算機科学科、工学部情報通信工学科の高等学校教諭 1 種免許状「情報」については、平成 12 年度入学者から適用し、理学部計算機科学科、工学部情報通信工学科の平成 11 年度以前の入学者については従前の例による。

附 則

この学則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条の規定にかかわらず、平成 14 年度から平成 15 年度までの入学定員及び平成 14 年度から平成 18 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	平成 14 年度	平成 15 年度
法 学 部 法 律 学 科	590 名	580 名
経 済 学 部 経 済 学 科	590 名	580 名
経 営 学 部 経 営 学 科	600 名	590 名
外国語学部英米語学科	120 名	110 名
外国語学部ドイツ語学科	54 名	52 名
外国語学部フランス語学科	54 名	52 名
外国語学部中国語学科	54 名	52 名
理 学 部 数 学 科	47 名	46 名
理 学 部 物 理 学 科	47 名	46 名
理学部計算機科学科	61 名	58 名

工学部情報通信工学科	61名	59名
工学部生物工学科	60名	59名

収容定員

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部法律学科	2,460名	2,390名	2,360名	2,340名	2,320名
経済学部経済学科	2,460名	2,390名	2,360名	2,340名	2,320名
経営学部経営学科	2,470名	2,410名	2,390名	2,380名	2,360名
外国語学部英米語学科	620名	530名	490名	460名	440名
外国語学部ドイツ語学科	238名	220名	212名	206名	202名
外国語学部フランス語学科	238名	220名	212名	206名	202名
外国語学部中国語学科	238名	220名	212名	206名	202名
理学部数学科	194名	190名	186名	183名	181名
理学部物理学科	194名	190名	186名	183名	181名
理学部計算機科学科	262名	250名	238名	229名	223名
工学部情報通信工学科	252名	246名	240名	236名	233名
工学部生物工学科	250名	244名	238名	233名	230名
文化学部国際文化学科	600名	800名	800名	800名	800名

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 理学部数学科、物理学科及び計算機科学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第19条及び附則の2（平成14年4月1日施行）の規定にかかわらず、平成15年度の入学定員及び平成15年度から平成18年度までの収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	平成15年度
法学部法律学科	580名
経済学部経済学科	580名
経営学部経営学科	590名
外国語学部英米語学科	110名
外国語学部ドイツ語学科	52名
外国語学部フランス語学科	52名
外国語学部中国語学科	52名
理学部数理科学科	46名
理学部物理科学科	46名
理学部コンピュータ科学科	58名
工学部情報通信工学科	59名
工学部生物工学科	59名

収容定員

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部法律学科	2,390名	2,360名	2,340名	2,320名
経済学部経済学科	2,390名	2,360名	2,340名	2,320名
経営学部経営学科	2,410名	2,390名	2,380名	2,360名
外国語学部英米語学科	530名	490名	460名	440名

外国語学部ドイツ語学科	220 名	212 名	206 名	202 名
外国語学部フランス語学科	220 名	212 名	206 名	202 名
外国語学部中国語学科	220 名	212 名	206 名	202 名
理学部数理学科	190 名	186 名	183 名	181 名
理学部物理学科	190 名	186 名	183 名	181 名
理学部コンピュータ科学科	250 名	238 名	229 名	223 名
工学部情報通信工学科	246 名	240 名	236 名	233 名
工学部生物工学科	244 名	238 名	233 名	230 名
文化学部国際文化学科	800 名	800 名	800 名	800 名

附 則

この学則は、平成 15 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条の規定にかかわらず、平成 19 年度から平成 22 年度までの経営学部経営学科、経営学部ソーシャル・マネジメント学科及び経営学部会計ファイナンス学科の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経営学部経営学科	2,040 名	1,730 名	1,420 名	1,110 名
経営学部ソーシャル・マネジメント学科	170 名	340 名	510 名	680 名
経営学部会計ファイナンス学科	170 名	340 名	510 名	680 名

附 則

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部コンピュータ科学科及び工学部情報通信工学科は、平成 20 年度から募集停止し、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者の卒業等を待って、廃止するものとする。
- 3 第 19 条の規定にかかわらず、平成 20 年度からの理学部コンピュータ科学科及び工学部情報通信工学科の入学定員は、0 名とする。
- 4 第 19 条の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 23 年度までの外国語学部国際関係学科、コン

コンピュータ理工学部コンピュータサイエンス学科，コンピュータ理工学部ネットワークメディア学科及びコンピュータ理工学部インテリジェントシステム学科並びに平成 20 年度から平成 22 年度までの理学部コンピュータ科学科及び工学部情報通信工学科の収容定員は，次のとおりとする。

収容定員

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
外国語学部国際関係学科	80 名	160 名	240 名	320 名
コンピュータ理工学部コンピュータサイエンス学科	45 名	90 名	135 名	180 名
コンピュータ理工学部ネットワークメディア学科	45 名	90 名	135 名	180 名
コンピュータ理工学部インテリジェントシステム学科	45 名	90 名	135 名	180 名
理学部コンピュータ科学科	165 名	110 名	55 名	—
工学部情報通信工学科	174 名	116 名	58 名	—

附 則

- この学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 19 条の規定にかかわらず，平成 21 年度から平成 24 年度までの法学部法律学科及び法学部法政策学科並びに平成 21 年度から平成 22 年度までの経営学部経営学科，経営学部ソーシャル・マネジメント学科及び経営学部会計ファイナンス学科の収容定員は，次のとおりとする。

収容定員

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
法学部法律学科	2,180 名	2,050 名	1,920 名	1,790 名
法学部法政策学科	170 名	340 名	510 名	680 名
経営学部経営学科	1,404 名	1,094 名	—	—
経営学部ソーシャル・マネジメント学科	522 名	692 名	—	—
経営学部会計ファイナンス学科	514 名	684 名	—	—

- 平成 21 年度以前の入学者の平成 22 年度以降の授業料，実験実習費及び教育充実費の合計額は，毎年度前年度の合計額に国家公務員の給与改定に関する人事院勧告指数（定期昇給率を含む。）に，4 パーセントを加算した指数を乗じて得た額を加算した額の範囲内とし，該当の在籍者が存続する限りこの附則を適用するものとする。

附 則

- この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学部生物工学科は，平成 22 年度から募集停止し，平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者の卒業等を待って，廃止するものとする。
- 第 19 条の規定にかかわらず，平成 22 年度からの工学部生物工学科の入学定員は，0 名とする。
- 第 19 条の規定にかかわらず，平成 22 年度から平成 25 年度までの総合生命科学部生命システム学科，総合生命科学部生命資源環境学科及び総合生命科学部動物生命医科学科並びに工学部生物工学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総合生命科学部生命システム学科	45 名	90 名	135 名	180 名
総合生命科学部生命資源環境学科	35 名	70 名	105 名	140 名
総合生命科学部動物生命医科学科	35 名	70 名	105 名	140 名
工学部生物工学科	171 名	114 名	57 名	—

- 5 第 42 条第 2 項は平成 22 年度入学者から適用し、平成 21 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 理学部コンピュータ科学科は、平成 25 年 9 月 30 日に廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 外国語学部英米語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、中国語学科及び言語学科は、平成 26 年度から募集停止する。ただし、英米語学科の編入学は、平成 28 年度から募集停止する。
- 3 外国語学部英米語学科は、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者の卒業等を待って、廃止するものとする。
- 4 外国語学部ドイツ語学科、フランス語学科、中国語学科及び言語学科は、平成 26 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者の卒業等を待って、廃止するものとする。
- 5 第 19 条の規定にかかわらず、平成 26 年度からの外国語学部英米語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、中国語学科及び言語学科の入学定員は、0 名とする。
- 6 第 19 条の規定にかかわらず、平成 28 年度からの外国語学部英米語学科の編入学定員は、0 名とする。
- 7 第 19 条の規定にかかわらず、平成 26 年度から平成 29 年度までの経営学部経営学科、ソーシャル・マネジメント学科及び会計ファイナンス学科、平成 26 年度から平成 27 年度までの法学部法律学科及び法政策学科並びに平成 26 年度から平成 29 年度までの外国語学部英語学科、ヨーロッパ言語学科、アジア言語学科、英米語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、中国語学科及び言語学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経営学部経営学科	1,214 名	1,334 名	1,454 名	1,574 名
経営学部ソーシャル・マネジメント学科	642 名	592 名	542 名	492 名
経営学部会計ファイナンス学科	614 名	544 名	474 名	404 名
法学部法律学科	1,785 名	1,780 名		
法学部法政策学科	685 名	690 名		
外国語学部英語学科	120 名	240 名	360 名	480 名
外国語学部ヨーロッパ言語学科	175 名	350 名	525 名	700 名
外国語学部アジア言語学科	125 名	250 名	375 名	500 名
外国語学部英米語学科	330 名	230 名	115 名	—

外国語学部ドイツ語学科	150名	100名	50名	—
外国語学部フランス語学科	150名	100名	50名	—
外国語学部中国語学科	150名	100名	50名	—
外国語学部言語学科	300名	200名	100名	—

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部生物工学科は、平成 27 年 3 月 31 日に廃止する。
- 3 第 19 条の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 30 年度までの文化学部京都文化学科及び国際文化学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
文化学部京都文化学科	100名	200名	300名	400名
文化学部国際文化学科	770名	740名	710名	680名

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部情報通信工学科及び工学部は、平成 28 年 3 月 31 日に廃止する。
- 3 第 19 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 31 年度までの理学部物理科学科、宇宙物理・気象学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
理学部物理科学科	175名	170名	165名	160名
理学部宇宙物理・気象学科	40名	80名	120名	160名

附 則

この学則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 19 条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 32 年度までの法学部法律学科並びに現代社会学部現代社会学科及び健康スポーツ社会学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
法学部法律学科	1,750名	1,720名	1,690名	1,660名
現代社会学部現代社会学科	300名	600名	900名	1,200名
現代社会学部健康スポーツ社会学科	100名	200名	300名	400名

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 コンピュータ理工学部コンピュータサイエンス学科、ネットワークメディア学科及びインテリジェントシステム学科は、平成 30 年度から募集停止する。
- 3 コンピュータ理工学部コンピュータサイエンス学科、ネットワークメディア学科及びインテリジェントシステム学科は、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者の卒業等を待って、廃止するものとする。

- 4 第 19 条の規定にかかわらず，平成 30 年度からのコンピュータ理工学部コンピュータサイエンス学科，ネットワークメディア学科及びインテリジェントシステム学科の入学定員は，0 名とする。
- 5 第 19 条の規定にかかわらず，平成 30 年度から平成 33 年度までの経済学部経済学科，法学部法政策学科，理学部数理科学科，情報理工学部情報理工学科並びにコンピュータ理工学部コンピュータサイエンス学科，ネットワークメディア学科及びインテリジェントシステム学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
経済学部経済学科	2,365 名	2,420 名	2,475 名	2,530 名
法学部法政策学科	705 名	720 名	735 名	750 名
理学部数理科学科	190 名	200 名	210 名	220 名
情報理工学部情報理工学科	160 名	320 名	480 名	640 名
コンピュータ理工学部コンピュータサイエンス学科	135 名	90 名	45 名	—
コンピュータ理工学部ネットワークメディア学科	135 名	90 名	45 名	—
コンピュータ理工学部インテリジェントシステム学科	135 名	90 名	45 名	—

附 則

- この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 経営学部経営学科，ソーシャル・マネジメント学科及び会計ファイナンス学科，外国語学部国際関係学科並びに総合生命科学部生命システム学科，生命資源環境学科及び動物生命医科学科は，平成 31 年度から募集停止する。ただし，経営学部経営学科，ソーシャル・マネジメント学科及び会計ファイナンス学科の編入学は，平成 33 年度から募集停止する。
- 経営学部経営学科，ソーシャル・マネジメント学科及び会計ファイナンス学科は，平成 33 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者の卒業等を待って，廃止するものとする。
- 外国語学部国際関係学科並びに総合生命科学部生命システム学科，生命資源環境学科及び動物生命医科学科は，平成 31 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者の卒業等を待って，廃止するものとする。
- 第 19 条の規定にかかわらず，平成 31 年度からの経営学部経営学科，ソーシャル・マネジメント学科及び会計ファイナンス学科，外国語学部国際関係学科並びに総合生命科学部生命システム学科，生命資源環境学科及び動物生命医科学科の入学定員は，0 名とする。
- 第 19 条の規定にかかわらず，平成 33 年度からの経営学部経営学科，ソーシャル・マネジメント学科及び会計ファイナンス学科の編入学定員は，0 名とする。
- 第 19 条の規定にかかわらず，平成 31 年度から平成 34 年度までの経営学部マネジメント学科，経営学科，ソーシャル・マネジメント学科及び会計ファイナンス学科，国際関係学部国際関係学科，外国語学部国際関係学科，総合生命科学部生命システム学科，生命資源環境学科及び動物生命医科学科並びに生命科学部先端生命科学科及び産業生命科学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
経営学部マネジメント学科	670 名	1,340 名	2,025 名	2,710 名
経営学部経営学科	1,184 名	794 名	397 名	—
経営学部ソーシャル・マネジメント学科	372 名	252 名	126 名	—

経営学部会計ファイナンス学科	304名	204名	102名	—
国際関係学部国際関係学科	200名	400名	600名	800名
外国語学部国際関係学科	240名	160名	80名	—
総合生命科学部生命システム学科	135名	90名	45名	—
総合生命科学部生命資源環境学科	105名	70名	35名	—
総合生命科学部動物生命医科学科	105名	70名	35名	—
生命科学部先端生命科学科	100名	200名	300名	400名
生命科学部産業生命科学科	50名	100名	150名	200名

- 8 第42条第2項の規定にかかわらず、平成30年度以前の法学部法律学科及び法政策学科の入学者が取得することができる教員免許状については、次のとおりとする。

学部	学科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史・公民
	法政策学科	社会	地理歴史・公民

- 9 外国語学部ドイツ語学科、フランス語学科及び中国語学科は、平成31年3月31日に廃止する。

附 則

- この学則は、令和元年10月1日から施行する。
- 外国語学部英米語学科は、令和元年9月30日に廃止する。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 外国語学部言語学科は、令和2年3月31日に廃止する。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 第19条の規定にかかわらず、令和3年度から令和6年度までの現代社会学部健康スポーツ社会学科、外国語学部アジア言語学科並びに文化学部京都文化学科の収容定員は次のとおりとする。

収容定員

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現代社会学部健康スポーツ社会学科	450名	500名	550名	600名
外国語学部アジア言語学科	505名	510名	515名	520名
文化学部京都文化学科	450名	500名	550名	600名

- 3 第42条第2項の規定にかかわらず、令和2年度以前の外国語学部アジア言語学科の入学者が取得することができる教員免許状については、次のとおりとする。

学部	学科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
外国語学部	アジア言語学科	英語・中国語	英語・中国語

附 則

この学則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 外国語学部国際関係学科は、令和5年3月31日に廃止する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 コンピュータ理工学部コンピュータサイエンス学科及びインテリジェントシステム学科は、令和6年3月31日に廃止する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 コンピュータ理工学部ネットワークメディア学科及びコンピュータ理工学部並びに総合生命科学部生命システム学科及び生命資源環境学科は、令和7年3月31日に廃止する。

第 43 条 別表 学費

(1) 平成 26 年度から平成 27 年度までの入学者

学 部 名	費 目	1 年次(年額)	2 年次(年額)	3 年次(年額)	4 年次(年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	689,000 円	689,000 円	689,000 円	689,000 円
	教 育 充 実 費	44,000 円	303,000 円	303,000 円	303,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	748,000 円	749,000 円	749,000 円	749,000 円
	教 育 充 実 費	78,000 円	345,000 円	345,000 円	345,000 円
理 学 部 (数 理 学 科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	949,000 円	952,000 円	952,000 円	952,000 円
	実 験 実 習 費	67,000 円	68,000 円	68,000 円	68,000 円
	教 育 充 実 費	78,000 円	345,000 円	345,000 円	345,000 円
理 学 部 (物 理 学 科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	949,000 円	952,000 円	952,000 円	952,000 円
	実 験 実 習 費	124,000 円	126,000 円	126,000 円	126,000 円
	教 育 充 実 費	91,000 円	354,000 円	354,000 円	354,000 円
総 合 生 命 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
	実 験 実 習 費	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
	教 育 充 実 費	110,000 円	380,000 円	380,000 円	380,000 円

※編入学・転入学・再入学等の入学金は、1 年次の入学金の額に準じる。

(2) 平成 28 年度入学者

学 部 名	費 目	1 年次(年額)	2 年次(年額)	3 年次(年額)	4 年次(年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	689,000 円	689,000 円	689,000 円	689,000 円
	教 育 充 実 費	44,000 円	303,000 円	303,000 円	303,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	748,000 円	749,000 円	749,000 円	749,000 円
	教 育 充 実 費	78,000 円	345,000 円	345,000 円	345,000 円
理 学 部 (数 理 学 科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	949,000 円	952,000 円	952,000 円	952,000 円
	実 験 実 習 費	67,000 円	68,000 円	68,000 円	68,000 円
	教 育 充 実 費	78,000 円	345,000 円	345,000 円	345,000 円
理学部(物理科学科, 宇宙物理・気象学科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	949,000 円	952,000 円	952,000 円	952,000 円
	実 験 実 習 費	124,000 円	126,000 円	126,000 円	126,000 円
	教 育 充 実 費	91,000 円	354,000 円	354,000 円	354,000 円
総 合 生 命 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
	実 験 実 習 費	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
	教 育 充 実 費	110,000 円	380,000 円	380,000 円	380,000 円

※編入学・転入学・再入学等の入学金は、1 年次の入学金の額に準じる。

(3) 平成 29 年度入学者

学 部 名	費 目	1 年次 (年額)	2 年次 (年額)	3 年次 (年額)	4 年次 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	729,000 円	729,000 円	729,000 円	729,000 円
	教 育 充 実 費	74,000 円	333,000 円	333,000 円	333,000 円
現 代 社 会 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	758,000 円	759,000 円	759,000 円	759,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	788,000 円	789,000 円	789,000 円	789,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	989,000 円	992,000 円	992,000 円	992,000 円
	実 験 実 習 費	67,000 円	68,000 円	68,000 円	68,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	989,000 円	992,000 円	992,000 円	992,000 円
	実 験 実 習 費	124,000 円	126,000 円	126,000 円	126,000 円
	教 育 充 実 費	121,000 円	384,000 円	384,000 円	384,000 円
総 合 生 命 科 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,040,000 円	1,040,000 円	1,040,000 円	1,040,000 円
	実 験 実 習 費	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
	教 育 充 実 費	140,000 円	410,000 円	410,000 円	410,000 円

※編入学・転入学・再入学等の入学金は、1 年次の入学金の額に準じる。

(4) 平成 30 年度入学者

学 部 名	費 目	1 年次 (年額)	2 年次 (年額)	3 年次 (年額)	4 年次 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	729,000 円	729,000 円	729,000 円	729,000 円
	教 育 充 実 費	74,000 円	333,000 円	333,000 円	333,000 円
現 代 社 会 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	758,000 円	759,000 円	759,000 円	759,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	788,000 円	789,000 円	789,000 円	789,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	989,000 円	992,000 円	992,000 円	992,000 円
	実 験 実 習 費	67,000 円	68,000 円	68,000 円	68,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情 報 理 工 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	989,000 円	992,000 円	992,000 円	992,000 円
	実 験 実 習 費	124,000 円	126,000 円	126,000 円	126,000 円
	教 育 充 実 費	121,000 円	384,000 円	384,000 円	384,000 円
総 合 生 命 科 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,040,000 円	1,040,000 円	1,040,000 円	1,040,000 円
	実 験 実 習 費	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
	教 育 充 実 費	140,000 円	410,000 円	410,000 円	410,000 円

※編入学・転入学・再入学等の入学金は、1 年次の入学金の額に準じる。

(5) 令和元年度から令和2年度までの入学者

学 部 名	費 目	1 年次 (年額)	2 年次 (年額)	3 年次 (年額)	4 年次 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	729,000 円	729,000 円	729,000 円	729,000 円
	教 育 充 実 費	74,000 円	333,000 円	333,000 円	333,000 円
現 代 社 会 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	758,000 円	759,000 円	759,000 円	759,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
国 際 関 係 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	858,000 円	859,000 円	859,000 円	859,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	788,000 円	789,000 円	789,000 円	789,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	989,000 円	992,000 円	992,000 円	992,000 円
	実 験 実 習 費	67,000 円	68,000 円	68,000 円	68,000 円
	教 育 充 実 費	108,000 円	375,000 円	375,000 円	375,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情報理工学部 生命科学部 (産業生命科学科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	989,000 円	992,000 円	992,000 円	992,000 円
	実 験 実 習 費	124,000 円	126,000 円	126,000 円	126,000 円
	教 育 充 実 費	121,000 円	384,000 円	384,000 円	384,000 円
生 命 科 学 部 (先端生命科学科)	入 学 金	270,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,040,000 円	1,040,000 円	1,040,000 円	1,040,000 円
	実 験 実 習 費	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
	教 育 充 実 費	140,000 円	410,000 円	410,000 円	410,000 円

※編入学・転入学・再入学等の入学金は、1年次の入学金の額に準じる。

(6) 令和3年度から令和6年度までの入学者

学 部 名	費 目	1 年次 (年額)	2 年次 (年額)	3 年次 (年額)	4 年次 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	745,000 円	747,000 円	747,000 円	747,000 円
	教 育 充 実 費	128,000 円	315,000 円	315,000 円	315,000 円
現 代 社 会 学 部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	774,000 円	777,000 円	777,000 円	777,000 円
	教 育 充 実 費	162,000 円	357,000 円	357,000 円	357,000 円
国 際 関 係 学 部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	874,000 円	877,000 円	877,000 円	877,000 円
	教 育 充 実 費	162,000 円	357,000 円	357,000 円	357,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	804,000 円	807,000 円	807,000 円	807,000 円
	教 育 充 実 費	162,000 円	357,000 円	357,000 円	357,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,005,000 円	1,010,000 円	1,010,000 円	1,010,000 円
	実 験 実 習 費	67,000 円	68,000 円	68,000 円	68,000 円
	教 育 充 実 費	162,000 円	357,000 円	357,000 円	357,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情報理工学部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,008,000 円	1,009,000 円	1,009,000 円	1,009,000 円
	実 験 実 習 費	124,000 円	126,000 円	126,000 円	126,000 円

生 命 科 学 部 (産業生命科学科)	教 育 充 実 費	172,000 円	367,000 円	367,000 円	367,000 円
生 命 科 学 部 (先端生命科学科)	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,050,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円
	実 験 実 習 費	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
	教 育 充 実 費	200,000 円	390,000 円	390,000 円	390,000 円

※編入学・転入学・再入学等の入学金は、1年次の入学金の額に準じる。

(7) 令和7年度入学者

学 部 名	費 目	1 年次 (年額)	2 年次 (年額)	3 年次 (年額)	4 年次 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	795,000 円	797,000 円	797,000 円	797,000 円
	教 育 充 実 費	128,000 円	315,000 円	315,000 円	315,000 円
現 代 社 会 学 部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	824,000 円	827,000 円	827,000 円	827,000 円
	教 育 充 実 費	162,000 円	357,000 円	357,000 円	357,000 円
国 際 関 係 学 部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	924,000 円	927,000 円	927,000 円	927,000 円
	教 育 充 実 費	162,000 円	357,000 円	357,000 円	357,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	854,000 円	857,000 円	857,000 円	857,000 円
	教 育 充 実 費	162,000 円	357,000 円	357,000 円	357,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,055,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円
	実 験 実 習 費	67,000 円	68,000 円	68,000 円	68,000 円
	教 育 充 実 費	162,000 円	357,000 円	357,000 円	357,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情報理工学部 生命科学部 (産業生命科学科)	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,058,000 円	1,059,000 円	1,059,000 円	1,059,000 円
	実 験 実 習 費	124,000 円	126,000 円	126,000 円	126,000 円
	教 育 充 実 費	172,000 円	367,000 円	367,000 円	367,000 円
生 命 科 学 部 (先端生命科学科)	入 学 金	200,000 円	—	—	—
	授 業 料	1,100,000 円	1,110,000 円	1,110,000 円	1,110,000 円
	実 験 実 習 費	150,000 円	150,000 円	150,000 円	150,000 円
	教 育 充 実 費	200,000 円	390,000 円	390,000 円	390,000 円

※編入学・転入学・再入学等の入学金は、1年次の入学金の額に準じる。

第 44 条 別表 在籍料

(1) 平成 26 年度から平成 27 年度までの入学者

学 部 名	在籍料 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	119,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	139,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	139,000 円
理 学 部 (物 理 科 学 科)	144,000 円
総 合 生 命 科 学 部	156,000 円

(2) 平成 28 年度入学者

学 部 名	在籍料 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	119,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	139,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	139,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科)	144,000 円
総 合 生 命 科 学 部	156,000 円

(3) 平成 29 年度入学者

学 部 名	在籍料 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	134,000 円
現 代 社 会 学 部	154,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	154,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	154,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科)	159,000 円
総 合 生 命 科 学 部	171,000 円

(4) 平成30年度入学者

学 部 名	在籍料 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	134,000 円
現 代 社 会 学 部	154,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	154,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	154,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情 報 理 工 学 部	159,000 円
総 合 生 命 科 学 部	171,000 円

(5) 令和元年度から令和2年度までの入学者

学 部 名	在籍料 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	134,000 円
現 代 社 会 学 部	154,000 円
国 際 関 係 学 部	154,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	154,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	154,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情 報 理 工 学 部 生 命 科 学 部 (産 業 生 命 科 学 科)	159,000 円
生 命 科 学 部 (先 端 生 命 科 学 科)	171,000 円

(6) 令和3年度から令和7年度までの入学者

学 部 名	在籍料 (年額)
経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部	134,000 円
現 代 社 会 学 部	154,000 円
国 際 関 係 学 部	154,000 円
外 国 語 学 部 文 化 学 部	154,000 円
理 学 部 (数 理 科 学 科)	154,000 円
理学部 (物理科学科, 宇宙物理・気象学科) 情 報 理 工 学 部 生 命 科 学 部 (産 業 生 命 科 学 科)	159,000 円
生 命 科 学 部 (先 端 生 命 科 学 科)	171,000 円